

滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、滑川町スクールバスの設置及び運行に関する条例（令和5年条例第5号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用対象者)

第2条 条例第3条に定める利用対象者（以下「対象者」という。）は、自らスクールバスに乗降できる児童であり、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 滑川町教育委員会（以下「教育委員会」という。）が当該児童の指定校（指定校変更による指定校を除く）として定める小学校から当該児童の自宅までの通学距離が片道3キロメートルを超える児童。
- (2) その他、教育委員会が認める者。

(利用申請等)

第3条 対象者の保護者は、滑川町スクールバス利用申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を、教育委員会が定める申請期限までに提出しなければならない。

- 2 年度の途中で対象者となった場合、その保護者は、申請書を随時提出することができる。
- 3 教育委員会は、申請書を受理したときは、その内容を確認し、適正と認められた場合、滑川町スクールバス利用許可証（様式第2号。以下「利用許可証」という。）を発行し、その者を滑川町スクールバスの利用者（以下「利用者」という。）とする。
- 4 スクールバスの利用を変更、中止又は休止しようとする利用者の保護者（以下「保護者」という。）は、スクールバスの利用を変更、中止又は休止しようとする日の1月前までに、再発行を希望する者はその都度、滑川町スクールバス利用変更等申請書（様式第3号。以下「変更等申請書」という。）を、教育委員会に提出しなければならない。ただし、当該利用者が、小学校の卒業に伴ってスクールバスを利用しなくなる場合は、これを要しない。

5 教育委員会は、変更等申請書を受理したときは、その内容を確認し、変更理由に合わせ適正に処理するものとする。

6 保護者は、利用者がスクールバスを利用しなくなった場合、遅滞なく利用許可証を教育委員会へ返還しなければならない。

(遵守事項)

第4条 利用者及びその保護者は、教育委員会が別に定める遵守事項に従って、スクールバスを利用しなければならない。

(利用の制限)

第5条 教育委員会は、利用者が次の各号のいずれかに該当した場合は、スクールバスの利用許可を取り消すことができる。

(1) 利用者が、条例第3条に定める要件に該当しなくなったとき。

(2) 利用者及びその保護者が、前条に規定する遵守事項等に著しく違反していると教育委員会が認めたとき。

(3) 利用者は、本条に関わらず許可を取り消された場合には、遅滞なく利用許可証を教育委員会へ返還しなければならない。

(運行管理等)

第6条 教育委員会は、利用者が在籍する学校長（以下「学校長」という。）と協議し、運行計画書、利用者名簿及び登下校時乗車名簿を、運行年度の前年度末までに作成する。

2 教育委員会は、前項に掲げる運行計画書及び利用者名簿に変更が生じた場合は、随時更新を行い、スクールバスの運行に反映させなければならない。

3 学校長は、登下校時刻、授業日の変更、予定していなかった一斉下校又は臨時休校等を行う場合は、直ちに教育委員会と協議し、スクールバスの運行を調整するとともに、その結果を保護者へ連絡しなければならない。

(利用料)

第7条 条例第4条で定める利用料（以下「利用料」という。）は、当該年度において一括全納又は各学期に1回、教育委員会からの請求により、定められた期限までに納めなければならない。

2 利用料は、利用区分や乗車回数に関わらず、条例第4条第2項に定める月額一律とし、年間の利用料は8月分を除き、11月分とする。

3 教育委員会は、保護者が、利用料を滞納した場合は、利用許可を取り消すことができる。

(利用料の免除)

第8条 教育委員会は、次の各号に掲げるいずれかに該当するときは、利用料を免除することができる。

- (1) 滑川町就学援助費支給要綱（平成18年教委告示第2号。以下「要綱」という。）第2条に規定する要保護者
- (2) 要綱第2条に規定する準要保護者
- (3) その他、教育委員会が前2号に準ずると認めた者。

2 前項の規定により免除を受ける場合は、滑川町スクールバス利用料免除申請書（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、要綱の規定により就学援助費の支給の決定を受けた者はこれを要しない。

3 教育委員会は、前項の規定による申請があったときは、遅滞なく内容を審査し、利用料の免除の可否を決定する。

4 教育委員会は、前項の規定により審査した結果を、滑川町スクールバス利用料免除（承認・不承認）通知書（様式第5号）により当該保護者に通知するものとする。

5 教育委員会は、第3項の審査を行うに当たり必要があると認めるときは、当該保護者に対し、必要な書類（以下「書類」という。）の提出を求めることができる。

(損害賠償)

第9条 保護者は、利用者が自己の責に帰すべき理由により、車両若しくはその付帯設備を損傷し、又は滅失した場合及びスクールバスの運行に損害を与えた場合は、現状を回復又はその損害を賠償しなければならない。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

この規則は、令和5年4月1日より施行する。